

瀬戸市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月24日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第26号

瀬戸市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

瀬戸市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和元年瀬戸市規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(年次休暇以外の休暇)</p> <p>第5条 任命権者は、次の各号に掲げる場合には、会計年度任用職員（第9号及び第10号に掲げる場合にあつては、市長が定める会計年度任用職員に限る。）に対して当該各号に定める期間の有給の休暇を与えるものとする。</p> <p>(1)から(9)まで <省略></p> <p>(10) 次に掲げる者（ウに掲げる者にあつては、会計年度任用職員と同居しているものに限る。）で負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下この号並びに次項第2号及び第3号において「要介護者」という。）の介護その他の市長が定める世話をを行う会計年度任用職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において5日（要介護者が2人以上の場合にあつては、10日）（勤務日ごとの勤務時</p>	<p>(年次休暇以外の休暇)</p> <p>第5条 任命権者は、次の各号に掲げる場合には、会計年度任用職員（第9号及び第10号に掲げる場合にあつては、市長が定める会計年度任用職員に限る。）に対して当該各号に定める期間の有給の休暇を与えるものとする。</p> <p>(1)から(9)まで <省略></p> <p>(10) 次に掲げる者（ウに掲げる者にあつては、会計年度任用職員と同居しているものに限る。）で負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下この号並びに次項第4号及び第5号において「要介護者」という。）の介護その他の市長が定める世話をを行う会計年度任用職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において5日（要介護者が2人以上の場合にあつては、10日）（勤務日ごとの勤務時</p>

間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、市長が定める時間) の範囲内の期間

アからウまで <省略>

(11) <省略>

(12) 会計年度任用職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において5日(当該通院等が体外受精その他の市長が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日) (勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、市長の定める時間) の範囲内の期間

(13) 6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間) 以内に出産する予定である女性の会計年度任用職員が申し出た場合 出産の日までの申し出た期間

(14) 女性の会計年度任用職員が出産した場合 出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間

(15) 会計年度任用職員の妻(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。) が出産する場合で、会計年度任用職員が妻の出産に伴い必要と認められる入院の付添い等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 市長が定める期間内における2日(勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、市長の定める時間) の範囲内の期間

(16) 会計年度任用職員の妻が出産する場合であって当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る

間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、市長が定める時間) の範囲内の期間

アからウまで <省略>

(11) <省略>

子又は小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する会計年度任用職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき 当該期間内における5日（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、市長の定める時間）の範囲内の期間

2 任命権者は、次の各号に掲げる場合には、会計年度任用職員（第2号、第3号及び第7号に掲げる場合にあつては、市長が定める会計年度任用職員に限る。）に対して当該各号に定める期間の無給の休暇を与えるものとする。

- (1) <省略>
- (2) <省略>
- (3) <省略>
- (4) <省略>
- (5) <省略>
- (6) <省略>
- (7) <省略>
- (8) <省略>

3 前2項の休暇（第1項第13号及び第14号の休暇を除く。）については、市長が定めると

2 任命権者は、次の各号に掲げる場合には、会計年度任用職員（第4号、第5号及び第9号に掲げる場合にあつては、市長が定める会計年度任用職員に限る。）に対して当該各号に定める期間の無給の休暇を与えるものとする。

- (1) 6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）以内に出産する予定である女性の会計年度任用職員が申し出た場合 出産の日までの申し出た期間
- (2) 女性の会計年度任用職員が出産した場合 出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間（産後6週間を経過した女性の会計年度任用職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。）

- (3) <省略>
- (4) <省略>
- (5) <省略>
- (6) <省略>
- (7) <省略>
- (8) <省略>
- (9) <省略>
- (10) <省略>

3 前2項の休暇（前項第1号及び第2号の休暇を除く。）については、市長が定めるところに

ころにより、任命権者の承認を受けなければなら
ない。

より、任命権者の承認を受けなければなら
ない。

附 則

この規則は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。